

社会福祉法人奥尻町社会福祉協議会報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、本会の理事、評議員、監事に対する報酬支給の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 第1条に規定する報酬は、これを支給しない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。